

2025 年 12 月 29 日

教育資金贈与信託をご検討中のお客さまへ

三菱UFJ信託銀行

教育資金贈与信託の新規契約のお申込み期限変更について

このたび、令和8年度税制改正大綱が公表され「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限を延長せず、2026年3月末をもって終了する旨が明記されました。

上記をうけ、教育資金贈与信託をお申込みいただいたお客さまのご契約を確実に成立させるため、新規契約のお申込み期限を以下のとおり変更させていただきます。

お申込み期限までに、委託者さま、受益者さまからご提出いただく書類内容の弊社における確認、ご資金の受入が必要となりますので、期限に余裕を持ってご対応いただきますようお願い申し上げます。

変更内容（下線部：変更箇所）

	変更後	（ご参考）変更前
新規契約のお申込み期限※	<u>2026 年 2 月 13 日（金）</u>	2026 年 3 月 17 日（火）
追加信託のお申込み期限	2026 年 3 月 17 日（火） （変更なし）	

※申込書類のご請求期限：2026 年 1 月 30 日（金）まで

ご契約の成立には、上記お申込み期限までに弊社にて、申込書類に不備がないことおよび委託者さまの弊社普通預金口座へのご資金の入金を確認できることが必要となります。

なお、お申込みが集中しているため、申込書類のご送付、不備の補完対応など、お手続き完了までにお時間がかかる場合がございます。

お申込みいただく際にご準備いただく書類等につきましては弊社ホームページ（[リンク](#)）にてご案内しておりますので、必要書類はお早めにご準備いただきますようお願いいたします。

以上